

**我孫子市子ども総合計画に係る
ひとり親家庭等の子育てアンケート
調査結果報告書**

令和6年12月

我孫子市

目次

I	調査の概要	1
1	調査の目的と方法等について	1
2	生活困難度について	2
3	当報告書の見方	3
II	調査結果	4

I 調査の概要

1 調査の目的と方法等について

本調査は、令和7年度を初年度とする「第五次我孫子市子ども総合計画」の策定に伴う子どもの貧困の解消に向けた対策計画、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づくひとり親等自立促進計画の策定にあたり、子どもがいる世帯の生活状況等の実態を把握するため、調査を実施するものです。

(1) 調査対象者

児童扶養手当受給世帯の保護者 705 世帯

(2) 調査方法

質問紙による調査

(3) 調査期間

令和6年8月1日～8月31日

(4) 配付方法

郵送配付 705 通

(5) 回収結果

窓口回収 320 件

2 生活困難度について

(1) 判定基準について

本調査では、「千葉県子どもの生活実態調査（令和元（2019）年度）」「2022（令和4）国民生活基礎調査」を参考に、以下の3要素から子どもの生活困難度を「困窮層」、「周辺層」、「一般層」に分類しています。

1. 低所得 〈基準額〉 141 万円	以下の方式で算出した各回答者の等価世帯所得が左記の基準を下回った世帯を「該当」とします。 等価世帯所得：世帯収入÷ $\sqrt{\text{世帯人員}}$ 〈基準額の算出方法〉 「千葉県子どもの生活実態調査報告書（令和元年度）」の算出式に「令和4年国民生活基礎調査」の世帯所得の中央値および平均世帯人員を用いて、算出します。 世帯所得の中央値 423 万円÷ $\sqrt{\text{平均世帯人員 2.25 人}} \times 50\% = 141 \text{ 万円}$
2. 家計のひっ迫	保護者票において、問 26 で「支払えないことはなかった」以外に回答があった場合、「該当」とします。
3. 子どもの体験や所有物の欠如	保護者票において、問 27 で「していない（経済的に）」の回答があった場合、「該当」とします。

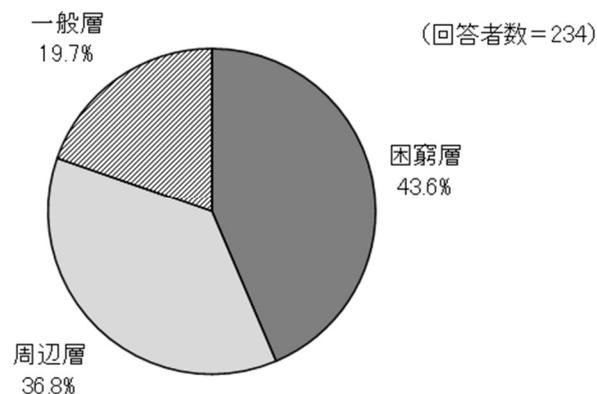
上記の3つの要素について、該当する要素の数に応じて以下のとおり生活困難度を分類しました。

①困窮層	2つ以上の要素に「該当」
②周辺層	いずれか1つの要素に「該当」
③一般層	いずれの要素にも「該当」しない

なお、上記3要素について、無回答などで「該当」の判定が不能な要素があった場合は他の要素の「該当」状況によらず、無効としたため、生活困難度を算出できるサンプルは234件となっています。

(2) 判定結果について

生活困難度の割合は、困窮層は 43.6%、周辺層は 36.8%、一般層 19.7%となっています。



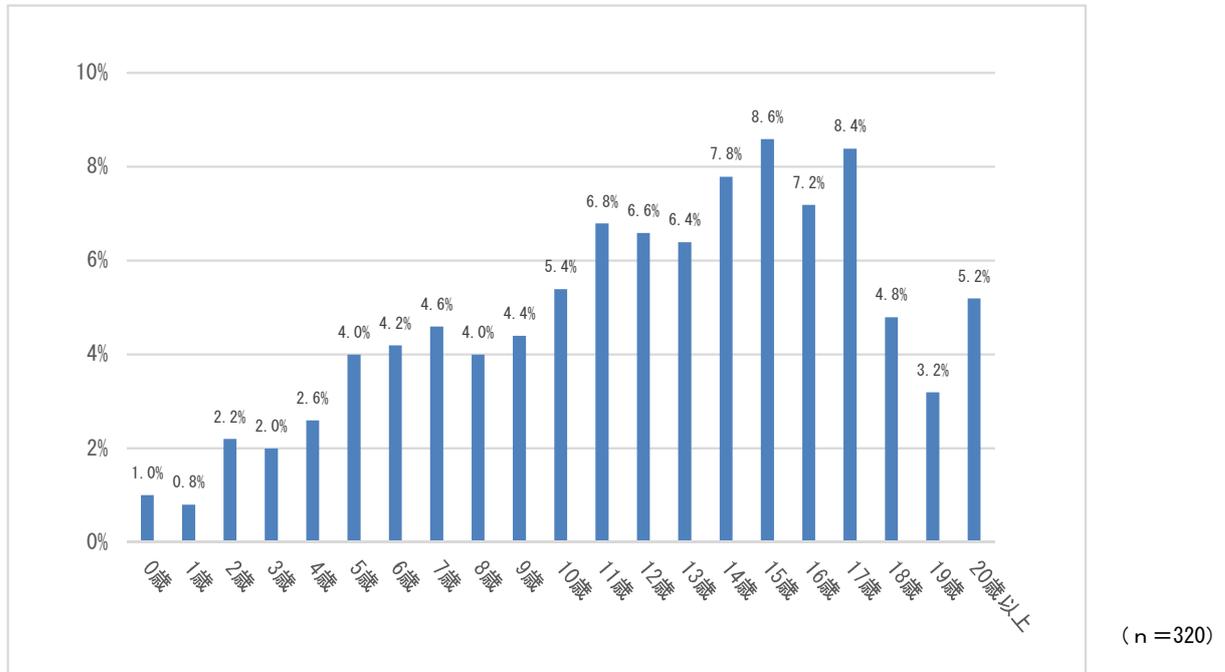
3 当報告書の見方

- グラフ中の「n」(net)とは、その質問への回答者数を表しています。
- 調査結果の比率は、その質問の回答者数を基数として、小数第2位を四捨五入して算出しているため、四捨五入の関係で合計が 100.0%にならない場合があります。なお、「複数回答」では合計が 100.0%を超える場合があります。

Ⅱ 調査結果

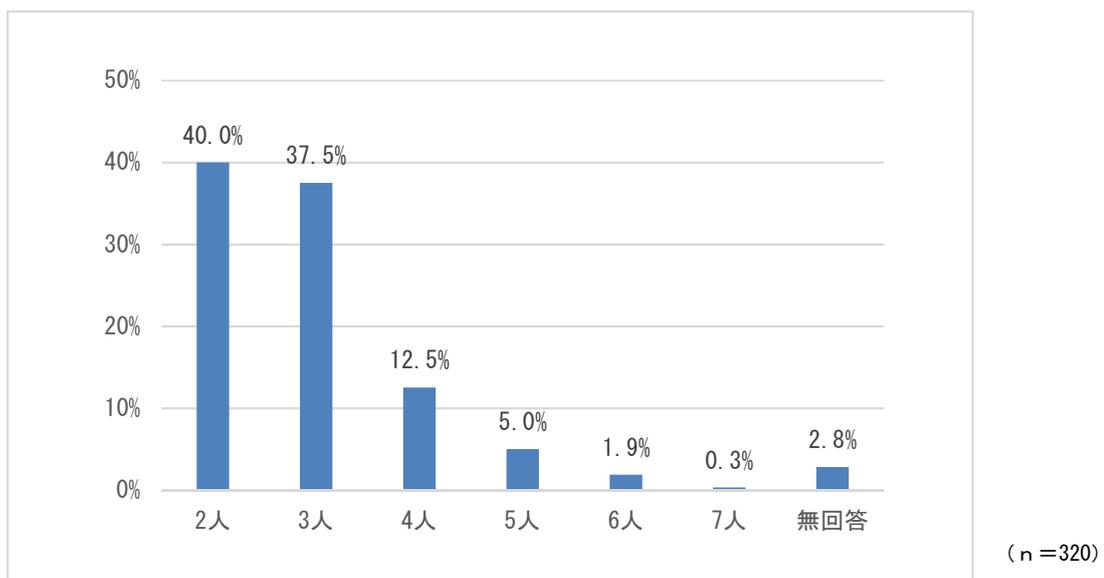
問1 お子さんの年齢を教えてください。

子どもの年齢は、中学生相当の年齢（13～15歳）が全体の22.8%と最も多く、次いで、高校生相当の年齢（16～18歳）が20.4%となっています。



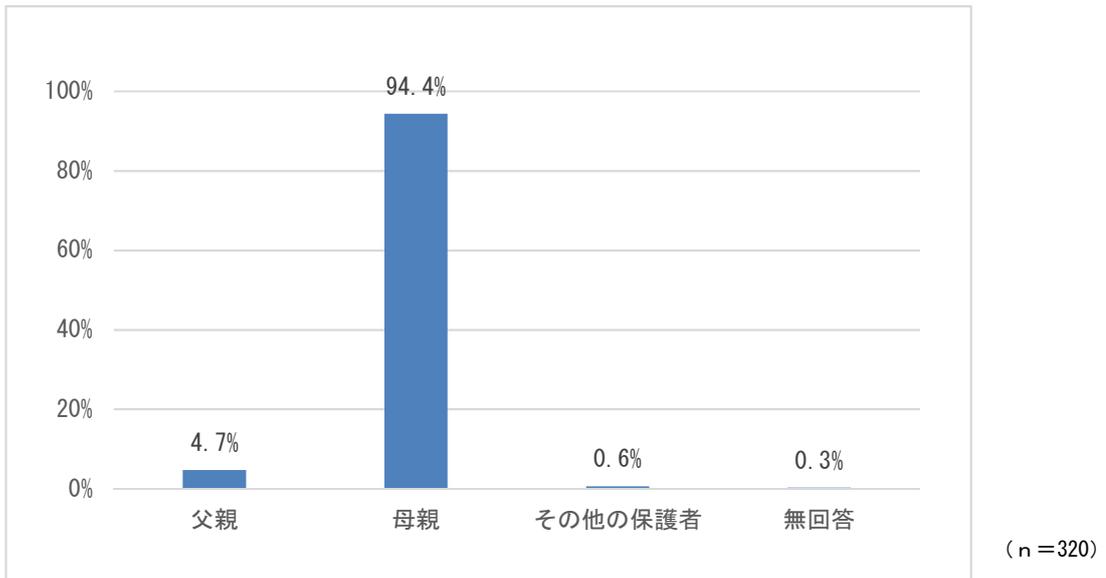
問2 世帯の人数を教えてください。

世帯の人数は、「2人」40.0%が最も多く、次いで「3人」37.5%となっており、全体の75%以上を占めています。



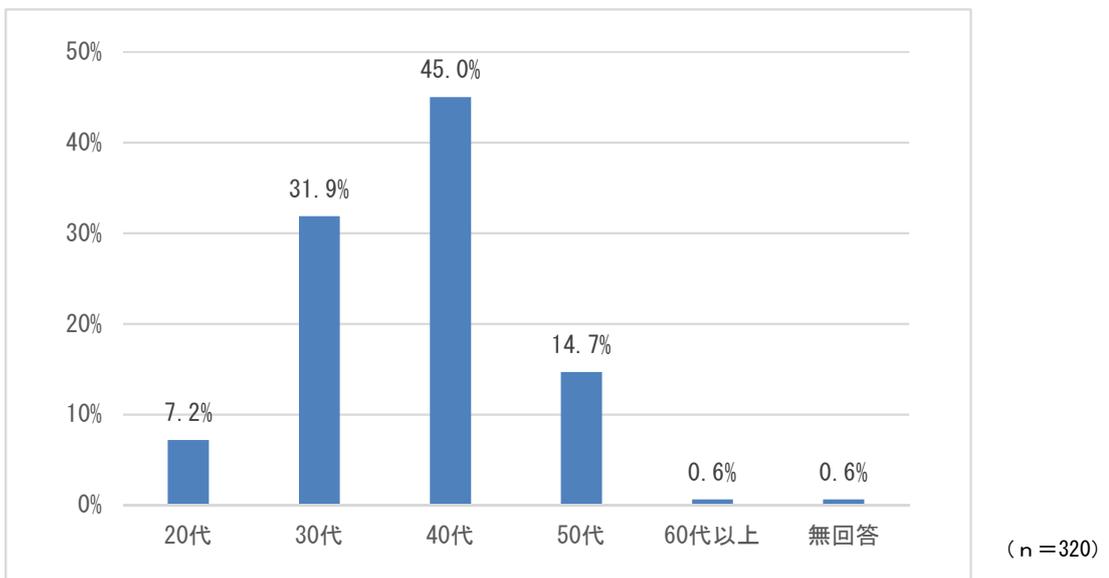
問3 この調査にご回答いただく方はどなたですか。

「母親」が94.4%と大半を占め、「父親」は4.7%となっています。



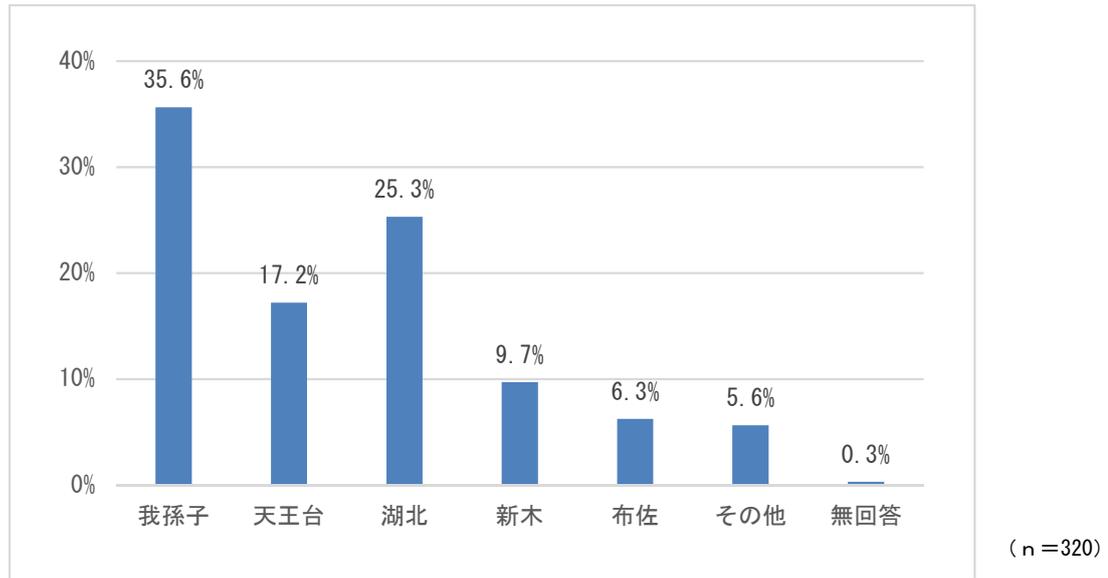
問4 あなたの年齢について伺います。

「40代」45.0%が最も多く、次いで「30代」31.9%、「50代」14.7%となっています。



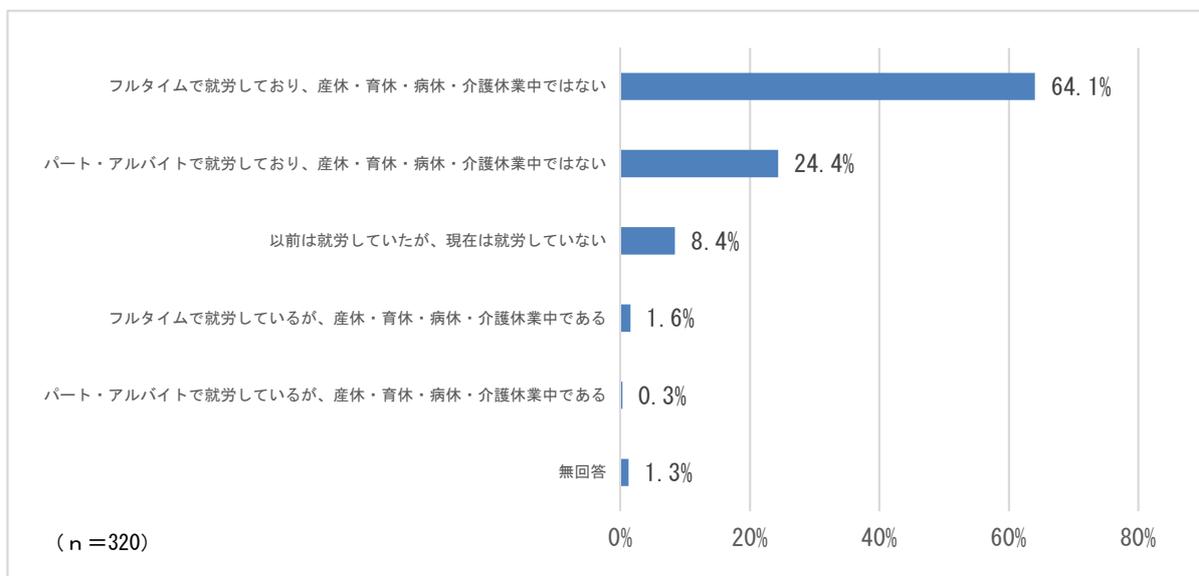
問5 お住まいの地域はどちらですか。

「我孫子」35.6%が最も多く、次いで「湖北」25.3%、「天王台」17.2%となっています。



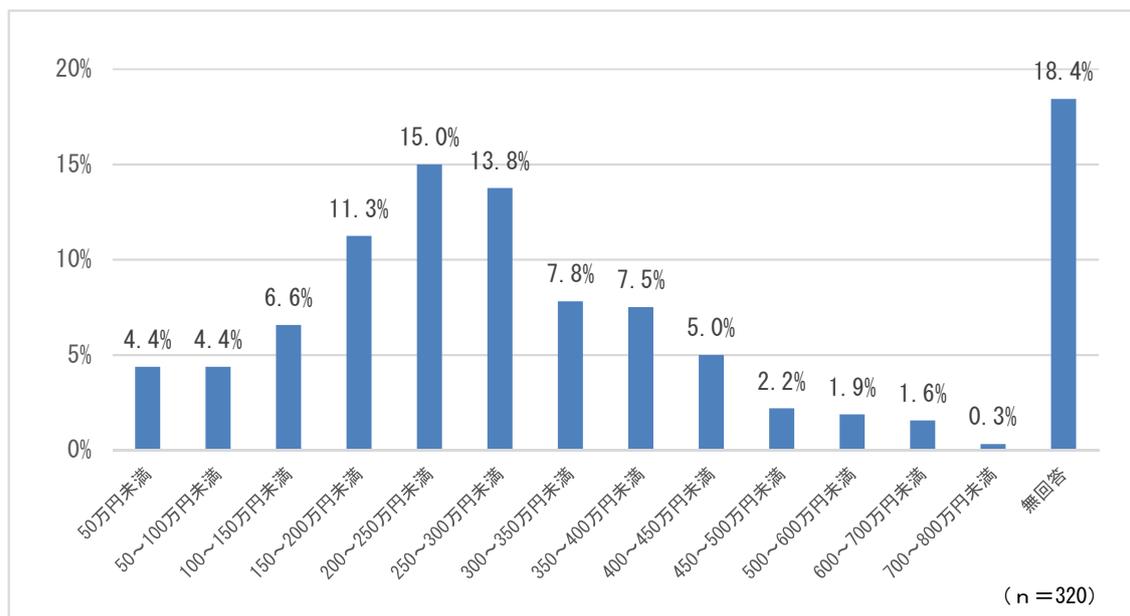
問6 現在の就労状況を伺います。

「フルタイムで就労しており、産休・育休・病休・介護休業中ではない」64.1%が最も多く、次いで「パート・アルバイトで就労しており、産休・育休・病休・介護休業中ではない」24.4%となっています。現在産休・育休・病休・介護休業中を合わせた就労している人は、90.4%となっています。



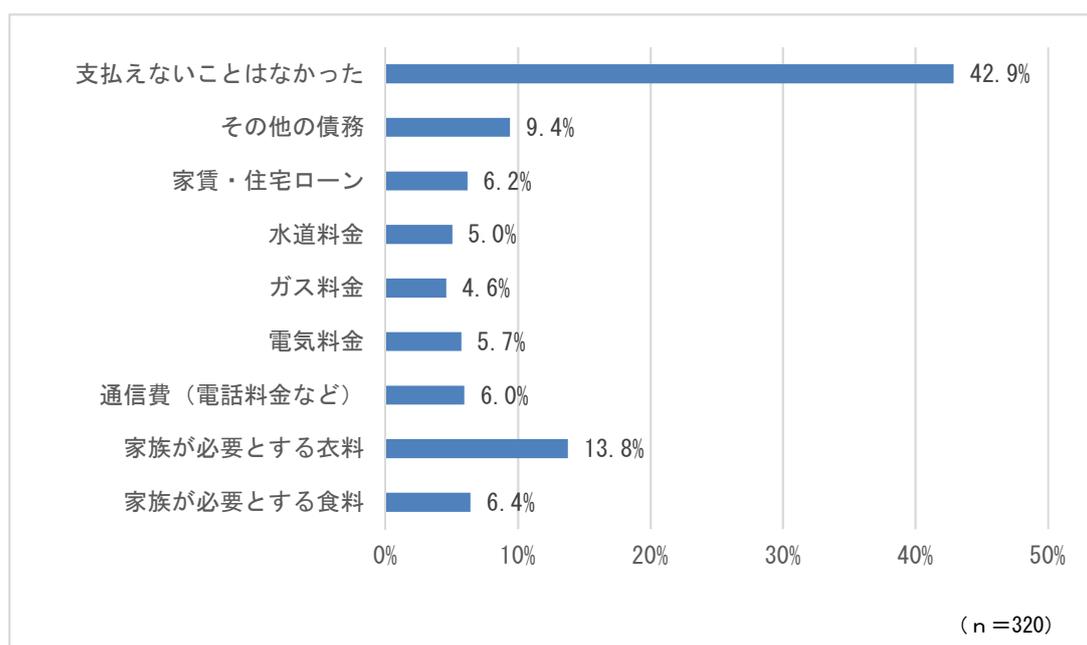
問7 世帯全体のおおよその年間収入（税込）はいくらですか。

「200～250万円未満」が15.0%で最も多く、次いで「250～300万円未満」が13.8%、「150～200万円未満」が11.3%となっています。問7は他の設問に比べ、無回答が多く、20%弱が無回答です。



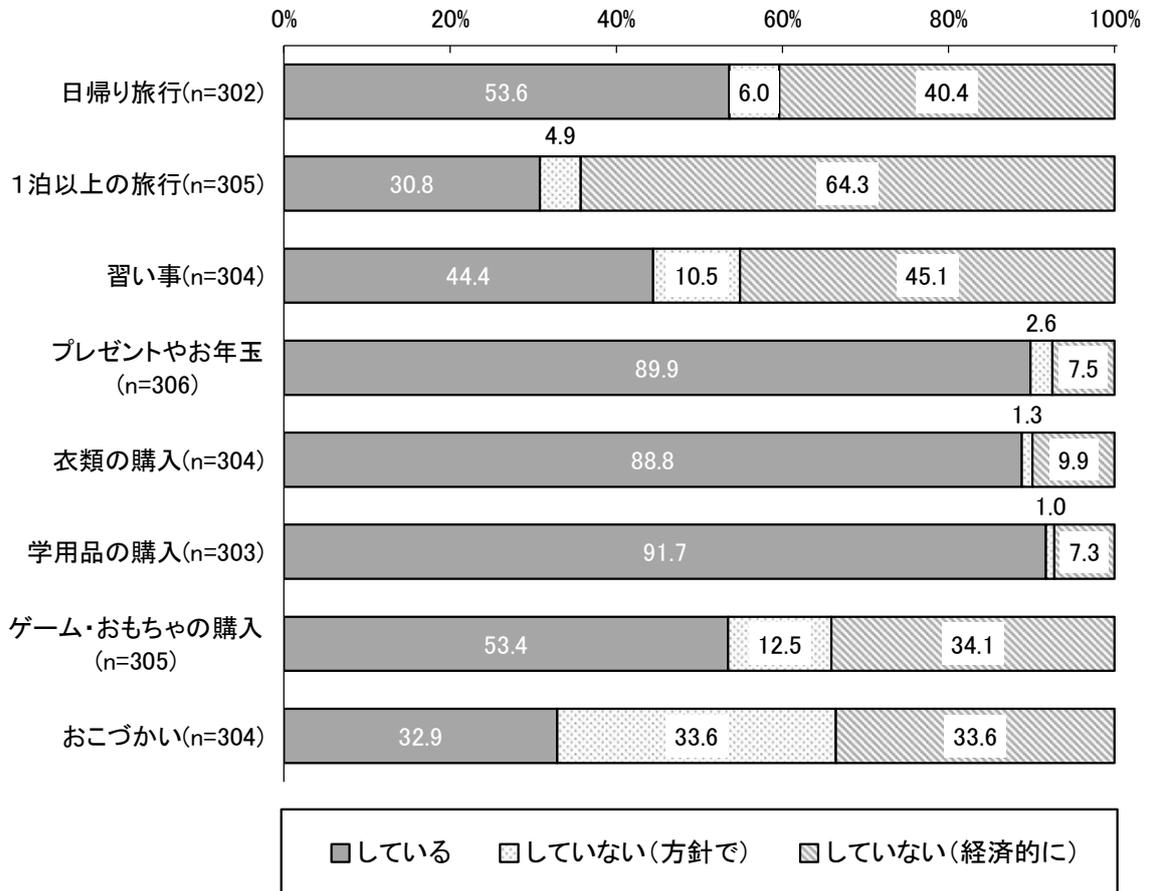
問8 過去1年間に、経済的な理由で、家族が必要とする食料、衣料を買えなかったことがありましたか。また、次の料金を支払えなかったことがありましたか。

「支払えないことはなかった」が42.9%で最も多く、次いで「家族が必要とする衣料」が13.8%、「その他の債務」が9.4%となっています。



問9 あなたの家庭では、お子さんに次のことをしていますか。

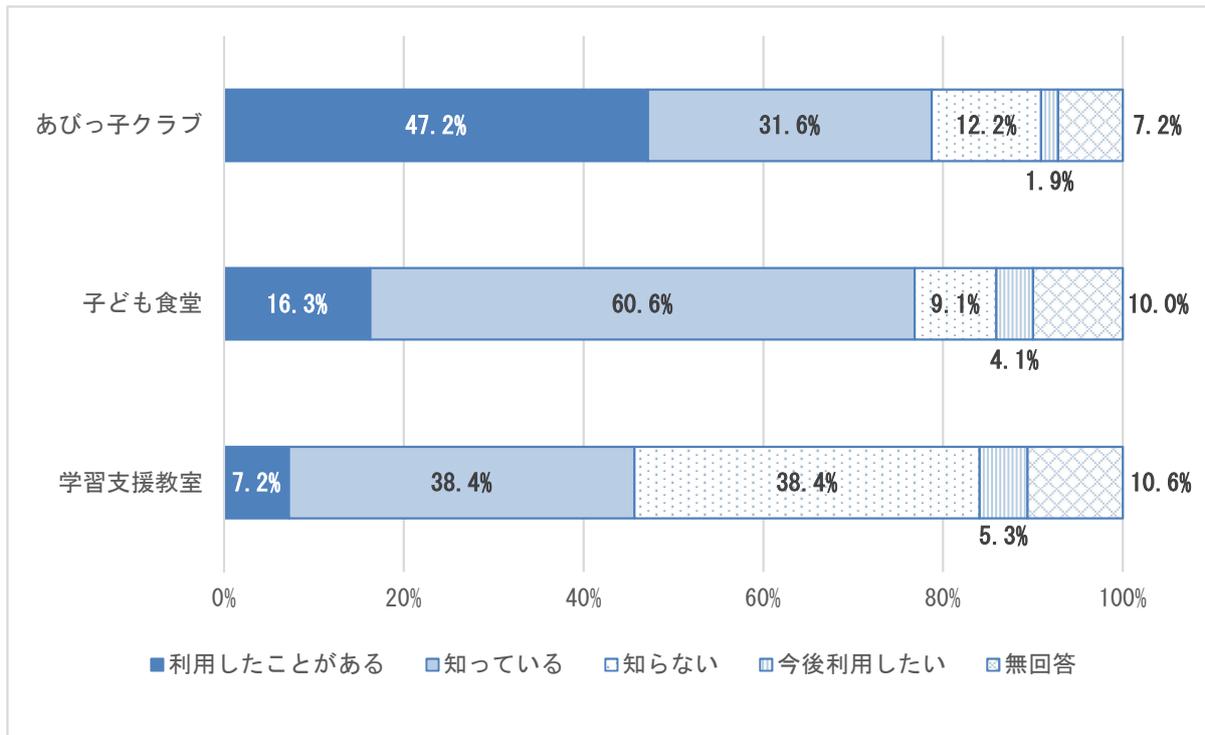
「している」は「学用品の購入」91.7%が最も多く、次いで「プレゼントやお年玉」、「衣類の購入」が多くなっています。「習い事」「おこづかい」「1泊以上の旅行」は5割未満となっています。また、「おこづかい」は「している」「していない(方針で)」「していない(経済的に)」の割合がすべて3割の同程度です。



(n=320)

問10 次の子どもの居場所について、あてはまるものをすべて選んでください。

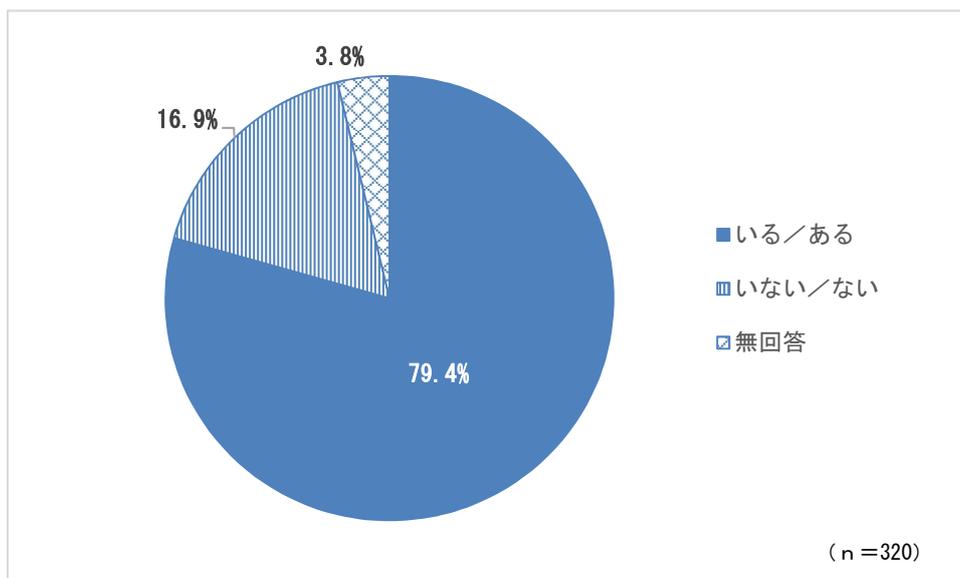
あびっ子クラブは「利用したことがある」が、「子ども食堂」は「知っている」が最も多くなっています。「学習支援教室」は「知っている」と「知らない」がどちらも38.4%です。



問11 お子さんを育てる上で、気軽に相談できる人はいますか。

また、相談できる場所がありますか。

「いる／ある」が79.4%で最も多く、次いで「いない／ない」が16.9%となっています。

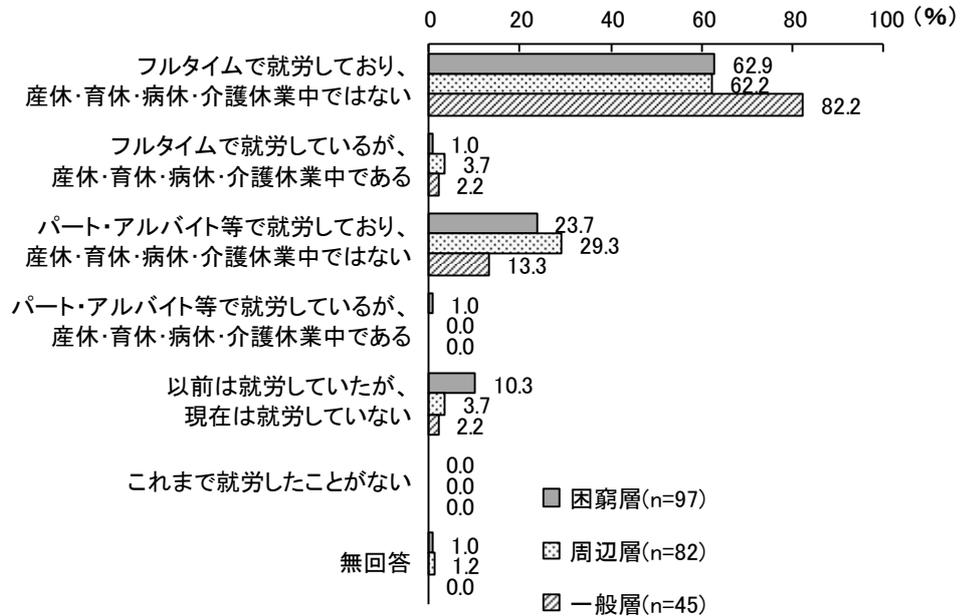


生活困難度別 調査結果について

1. 母親・父親の就労状況

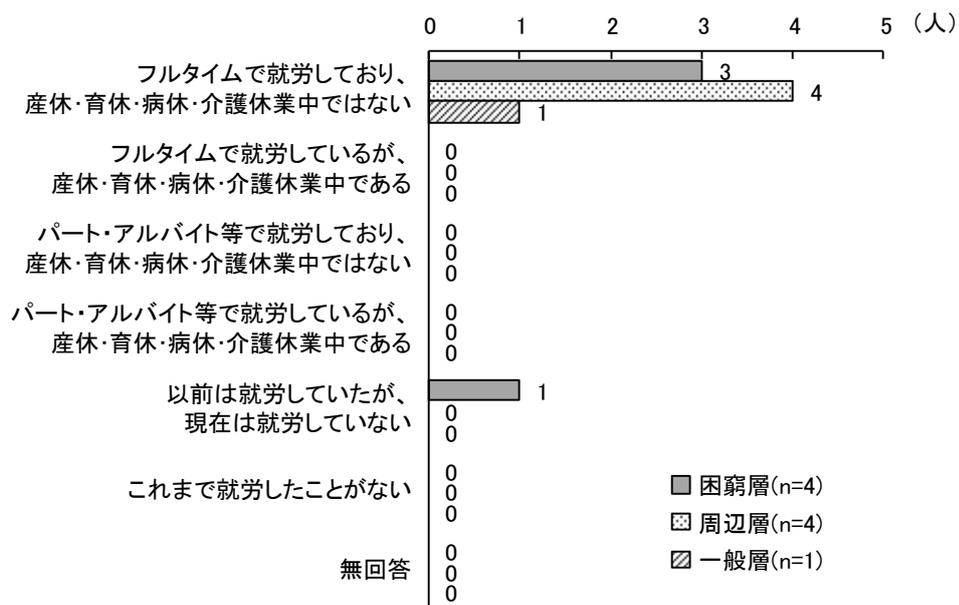
①母親

母親の就労状況については、生活困難度によらず、「フルタイムで就労しており、産休・育休・病休・介護休業中ではない」が最も多くなっています。しかし、「一般層」82.2%に対し、「困窮層」62.9%、「周辺層」62.2%でともに約6割となっています。



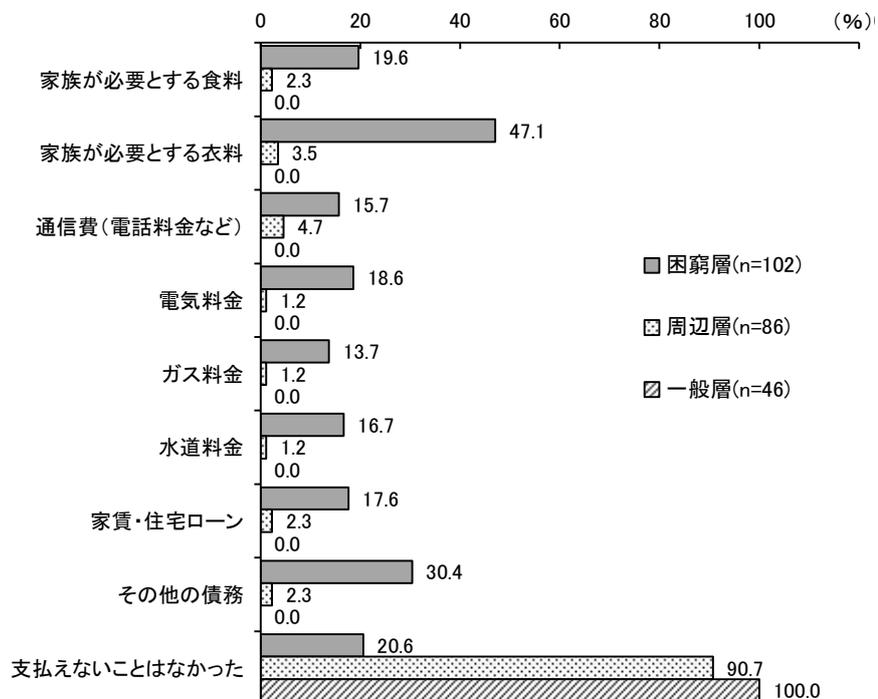
②父親

父親の就業状況については、生活困難度によらず、「フルタイムで就労しており、産休・育休・病休・介護休業中ではない」が最も多くなっています。



2. 購入や料金の支払いができなかったもの

購入や料金の支払いができなかったものについては、「困難層」では「家族が必要とする衣料」47.1%、「その他債務」30.4%、「家族が必要とする食料」19.6%となっています。「周辺層」では「支払えないことはなかった」90.7%、「通信費（電気料金など）」4.7%、「家族が必要とする衣料」3.5%となっています。



自由意見について

- 学習支援教室について
 - ・時間帯が18～20時の夕飯時で、フルタイムで働く保護者にとっては送迎が困難です。小学生が一人でも通える時間帯であれば、続けていたと思います。
- 相談先について
 - ・同居していた母が相談相手でしたが、亡くなり、現在はいません。
 - ・妹や友だちが相談相手です。
- 養育費について
 - ・日本は養育費の制度が確立していないから、貧困が起こると思います。